

所属及び所属長の用語に関する訓令

(昭和37年9月20日)
(栃木県警察本部訓令第11号)

(目的)

第一条 この訓令は、所属及び所属長の用語を統一し、事務処理の簡素化をはかることを目的とする。

(所属及び所属長の意義)

第二条 訓令、通達の文書等において「所属」とは、県警察本部の課、隊(栃木県警察本部組織規則(昭和三十九年栃木県公安委員会規則第六号)に定める附置機関を除く。)、所、警察学校及び警察署をいい、「所属長」とは、これらの長をいう。